



目次	ページ
規則	
◎高知県財産規則の一部を改正する規則	1
告示	
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	
(1・8 掲示)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 ( " )	
( " )	1
公告	
○土地改良区の役員の退任 (2件) (農業基盤課)	1
○土地改良区の清算人の就職 ( " )	1
○土地改良区の清算人の退職 ( " )	1

-----  
規 則  
-----

高知県財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年1月11日  
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第1号  
高知県財産規則の一部を改正する規則

高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）の一部を次のように改正する。  
第37条第2項中「定めることがある」を「定めることができる」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「普通財産」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

普通財産の貸付料は、知事が別に定めるところにより算定した額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
告 示  
-----

高知県告示第6号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成23年1月8日（掲示済）  
高知県知事 尾崎 正直

大谷加入区  
高知県告示第7号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成19年1月高知県告示第4号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成23年1月7日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。  
平成23年1月8日（掲示済）  
高知県知事 尾崎 正直

大谷加入区  
-----  
公 告  
-----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、物部川右岸土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。  
平成23年1月11日  
高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
監事	岩村 益男	香美市土佐山田町京田 436
"	都築 昭男	南国市 立田1854-3
"	島村 通	" 543-3

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、須崎市角谷土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成23年1月11日  
高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	岡 慶二郎	須崎市下分乙 693
"	坂本 貢	" " 1006-1
"	下元 博	" " 697
"	新開 昇	" " 964
"	竹崎 正平	" " 765
"	竹崎 憲彰	" " 759
"	谷口 孝俊	" 池ノ内 565
"	谷脇 義秀	" " 314
"	田部 隆史	" 下分乙 757
"	田部 義男	" " 1128
"	津野 光代	" " 333

"	三本 勢雄	" " 689
"	山崎 長治	" 池ノ内 343

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、須崎市角谷土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成23年1月11日  
高知県知事 尾崎 正直

氏名	住 所
岡 慶二郎	須崎市下分乙 693
坂本 貢	" " 1006-1
下元 博	" " 697
新開 昇	" " 964
竹崎 正平	" " 765
竹崎 憲彰	" " 759
谷口 孝俊	" 池ノ内 565
谷脇 義秀	" " 314
田部 隆史	" 下分乙 757
田部 義男	" " 1128
津野 光代	" " 333
三本 勢雄	" " 689
山崎 長治	" 池ノ内 343

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、物部川右岸土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成23年1月11日  
高知県知事 尾崎 正直

氏名	住 所
岡田 稔	南国市 立田 2477
岡部 雅司	香美市土佐山田町京田 290
土方 啓	" " " 383
岡田 義一	" " 神通寺 317
大島 雅夫	南国市 蔵福寺島 284
名倉喜一郎	" 福船 309
山中 雅夫	" 堀ノ内 477
有瀬 圭齋	" 立田 2185
杉本 承一	" " 300-1
山本 公昭	" " 1218